

加茂デイサービス愛 通所介護の利用料

利用料

お客様（利用者）がサービスを利用した場合の「基本利用料※注1」は以下のとおりであり、お客様（利用者）からお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※注1 基本利用料は厚生労働大臣また福山市長が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【基本部分：通所介護費（大規模型通所介護Ⅱ）】

所要時間 (1回あたり)	ご利用者様の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
3時間以上	要介護1	3,400円	340円	680円
	要介護2	3,890円	389円	778円
	要介護3	4,400円	440円	880円
4時間未満	要介護4	4,880円	488円	976円
	要介護5	5,400円	540円	1,080円
	要介護1	3,560円	356円	712円
4時間以上	要介護2	4,080円	408円	816円
	要介護3	4,610円	461円	922円
	要介護4	5,130円	513円	1,026円
5時間未満	要介護5	5,660円	566円	1,132円
	要介護1	5,170円	517円	1,034円
	要介護2	6,110円	611円	1,222円
5時間以上	要介護3	7,050円	705円	1,410円
	要介護4	8,000円	800円	1,600円
	要介護5	8,940円	894円	1,788円
6時間未満	要介護1	5,350円	535円	1,070円
	要介護2	6,320円	632円	1,264円
	要介護3	7,290円	729円	1,458円
6時間以上	要介護4	8,270円	827円	1,654円
	要介護5	9,250円	925円	1,850円
	要介護1	5,980円	598円	1,196円
7時間未満	要介護2	7,060円	706円	1,412円
	要介護3	8,180円	818円	1,636円
	要介護4	9,310円	931円	1,862円
7時間以上	要介護5	10,430円	1,043円	2,086円
	要介護1	5,980円	598円	1,196円
	要介護2	7,060円	706円	1,412円
8時間未満	要介護3	8,180円	818円	1,636円
	要介護4	9,310円	931円	1,862円
	要介護5	10,430円	1,043円	2,086円

8時間以上	要介護1	6,140円	614円	1,228円
	要介護2	7,260円	726円	1,452円
9時間未満	要介護3	8,390円	839円	1,678円
	要介護4	9,550円	955円	1,910円
	要介護5	10,700円	1,070円	2,140円

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類		加算の要件	加算額		
			基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
				(1割負担)	(2割負担)
入浴介助加算		利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	500円	50円	100円
個別機能訓練 加算	I	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合(1日につき)	460円	46円	92円
	II		560円	56円	112円
サービス提供体制強化加算II		当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき) ※注2	60円	6円	12円
生活機能向上 連携加算	I	外部リハビリ専門職との連携により利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合(1月につき)	1,000円	100円	200円
	II		2,000円	200円	400円
介護職員 処遇改善加算 I		当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の 5.9%		
介護職員等 特定処遇改善加算II		当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の 1.0%		

※注2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類		減算の要件	減算額		
			基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
				(1割負担)	(2割負担)
送迎を行わない 場合の減算		利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合(片道につき)	470円	47円	94円
同一建物 送迎減算		当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する利用者に対してサービス提供する場合(1回につき)	940円	94円	188円

(2) 介護予防通所介護相当サービス事業の利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】

ご利用者様の 要介護度	介護予防通所介護相当サービス（1月につき）		
	基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
		（1割負担）	（2割負担）
要支援1	16,550円	1,655円	3,310円
要支援2	33,930円	3,393円	6,786円

上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担していただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			（1割負担）	（2割負担）
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合（1月につき）	2,250円	225円	450円
口腔機能向上加算	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合（1月につき）	1,500円	150円	300円
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	利用者へ選択的サービスのうち複数のサービスを行った場合（1月につき）但し、口腔機能向上加算を算定している場合は算定しない。	4,800円	480円	960円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき） ※注2	要支援1 240円	24円	48円
		要支援2 480円	48円	96円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の5.9%		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.0%		

※注2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			（1割負担）	（2割負担）
同一建物送迎減算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に対してサービス提供する場合（1月につき）	要支援1 3,760円	376円	752円
		要支援2 7,520円	752円	1,504円

(3) 介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料

食費（実費）	食事の提供を受けた場合	1回につき 380円
おむつ代	おむつの提供を受けた場合	1回につき 200円
パット代	パットの提供を受けた場合	1回につき 50円
鍵付ロッカーの レンタル使用	鍵付ロッカーをレンタルされた場合	1日につき 10円 1月につき 100円
指定地域外から ご利用の場合の交通費	指定地域を越えた地点から1キロメートル当たり 20円	
キャンセル料	当事業所は、利用者がサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料をいたしません。但し、キャンセルが必要となった場合は、ご連絡ください。	
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する品など）について、費用の実費をいただきます。	